

川口市資材の適正な屋外保管 に関する条例を施行します



資材置き場周辺などで、騒音や振動、交通上の問題などに起因するトラブルから市民の安全と生活環境を保全するため、「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」を令和7年10月1日から施行します。

どういう人が対象になるの？

屋外の一定の場所で、資材の保管（堆積、破碎、選別、積み替えなどの作業を含む）を行う個人や事業者が対象です。



資材とは

廃棄物、再生資源、建築用の材料や、これらに類するものをいいます。

POINT
1

許可申請が必要となる面積が変わります

令和7年9月30日まで

● 旧条例

申請対象 資材の保管を行う
土地の区域が500㎡以上

申請が
必要

500㎡
以上で

令和7年10月1日から

● 「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」

申請対象 資材の保管を行う
土地の区域が100㎡超え

申請が
必要

10m
100㎡
を超えると
10m

！ 100㎡以下は
申請不要

POINT
2

既に資材を屋外に保管している場合も届け出が必要です

令和7年9月30日以前から、100㎡を超える資材の保管を行う土地の区域で、
屋外保管を行っている個人や事業者も 令和8年3月31日までに届け出が必要です。



POINT
3

罰則が強化されます

令和7年9月30日まで

● 旧条例

罰 則 30万円以下の罰金

令和7年10月1日から

● 「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」

罰 則 1年以下の拘禁刑 または 100万円以下の罰金

※罰則の適用は令和8年4月1日から

問い合わせ…開発審査課 ☎048-242-5319
FAX 048-285-2003

詳細は市ホームページを
ご確認ください。



川口市資材の適正な屋外保管に関する条例の概要

背景・必要性

市内の資材置場をめぐる現状

- 令和4年7月に500㎡以上の資材置場の新規設置への許可制を創設する条例を施行
- 条例施行から令和6年10月現在までの許可件数は4件にとどまる一方、**既存の資材置場周辺等**において、**騒音・振動や交通上の問題等**に起因する**周辺住民とのトラブル**が引き続き発生している状況

現行制度上の課題

- 条例施行前から存在する**資材置場が許可対象ではなく**、市として**管理者等の情報把握ができておらず**、また、**管理者に対する強い権限を有していない状況**
- 事業者から**周辺住民への周知手続や苦情対応が不十分**なケースが存在
- 市民の生活安全確保・生活環境保全上の支障が生じないよう**基準の見直しが必要**

現行条例を抜本的に見直し、既存の資材置場や小規模な資材置場を含めた包括的な規制とするとともに、市民の生活安全確保及び生活環境保全のために**必要な規制強化**を実施

見直しの概要

1. 既存資材置場等を含む包括的規制

- 既存の資材置場に対する許可制の創設**
※立地基準・構造基準は適用除外。保管基準は6か月間の準備期間を確保
- 許可対象となる資材置場の**面積の引下げ**（500㎡→100㎡超）
- 適正な管理が継続されるよう、許可を**5年更新制**とする
※一定の資材置場は許可の対象外

2. 住民説明手続の強化

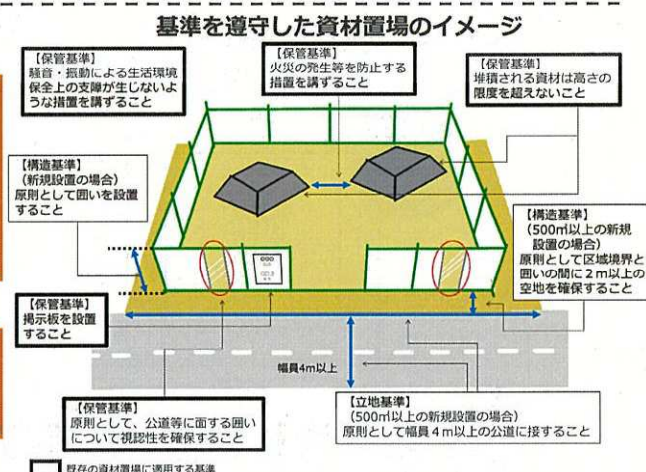
- 資材置場の**新規設置時の住民への周知手続を義務化**
- 既存資材置場を含め**苦情等の相談窓口の設置の義務化**

3. 許可基準の見直し

- 不適正な事業者を排除するため**一定の欠格要件**を設ける
- 許可基準を立地基準・構造基準・保管基準に分類し、**保管基準については既存資材置場にも適用**
- 保管基準において、**外部からの視認性の確保**や**騒音・振動が生じる場合は生活環境保全上の配慮等**を義務づけ
- 立地基準において、幅員4m以上の一定の道路への接道を義務づけ（500㎡以上の資材置場に限る）
- 構造基準において、区域の境界と囲いの間に2mの空地確保を義務づけ（500㎡以上の資材置場に限る） 等

4. 実効性の確保

- 抑止力として機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する**罰則の引上げ**
（「30万円以下の罰金」→「1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」。）
- 関係機関と連携した**パトロールの強化**
- 資材置場の新規設置時の事前協議を義務化し、関係法規への適合状況等を確認



今後のスケジュール



※既存資材置場については、施行後6か月以内に市に届出を行うとともに、施行後6か月経過時点までに保管基準に適合させるものとする